

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

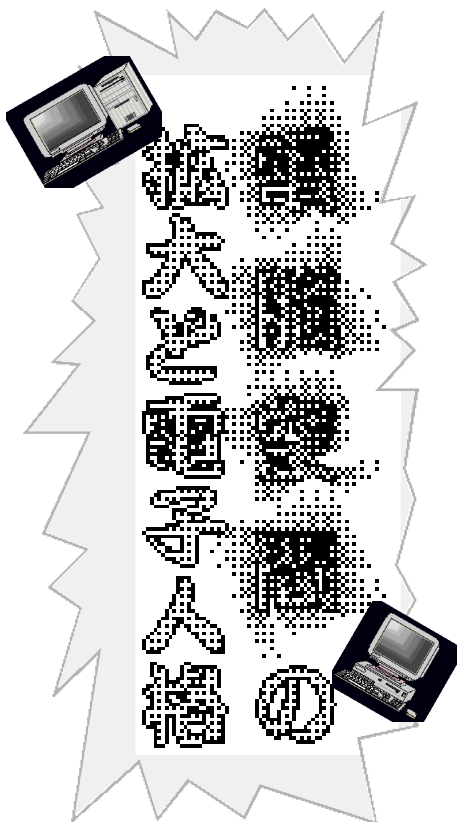
CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

近年、コンピュータの世界では、「サイバースペース(cyberspace)」という言葉が頻繁に使われている。この言葉は、日本語では「電脳空間」と訳されている。端的に言えば、電脳空間とは、人間の頭脳の活動とコンピュータのシステムが一体となって作られる疑似空間をさす。

コンピュータから離れた現実の空間では、たとえば書類の入った他人のキャビネットを勝手に開けることは、重大なプライバシーの侵害となる。場合によっては、犯罪として処罰される。こうしたケースを類推すれば、コンピュータを使って他人のデータベースに勝手にアクセスすることは、プライバシーの侵害となりうる。また、電話の盗聴や私信の開封などが犯罪であるとすれば、コンピュータを使って他人の電子メールを勝手に読むことなども、処罰の対象となつて当然といえる。



コンピュータ犯罪は年々増加の傾向にある。それとともに、他人のコンピュータに無断でアクセスすることは、「他人の事務所に押し入り書類を見るのと同等である」との認識が高まってきている。一方、現実

の社会では、土地や建物、書類といった、いわゆる「現物資産」の所有者に対する法的な保護の仕組みは比較的よく整備されている。

これに対し、コンピュータ・ネットワークの中で入手できるデータや情報、アイデアなどの、疑似空間上の資産ないしは権利(properties or rights in cyberspace)に対する保護については、ないがしろにされている。

当初、コンピュータのネットワークは、LAN(Local Area Network)のよつに、ひとつの大学や企業など、限定された地域内の、限定された利用者のためのシステムとして展開されていた。しかし、今日では、居ながらにして全世界のコンピュータにアクセスできるインターネットのよつな、地球規模のネットワークにまで発展している。そこでは、無数のコンピュータや、無数

- 主 記 事**
- ・カナダの番号制概要と利用制限の方向
 - ・カナダのSIN規制ガイドライン
 - ・自治省私的研究会のその後
 - ・基礎年金番号付番作業大詰め
 - ・警察庁、免許証ICカード化の検討開始
 - ・国会答弁にみる役人のプライバシー感覚

の利用者が、自由に他人のコンピュータにアクセスできるようになっている。こうした状況のもと、情報の存在場所が広がり、それにつれてサイバースペースも拡大の一端をたどっている。

今日、私たちは、コンピュータを操作してサイバースペースを自由に歩き回り、アメリカ大統領の最新演説から、有名ブランドの新商品のカタログまで、さまざまなデータ・ファイルを自由に拾い読みすることができます。また、私たちは、場合によっては、必要に迫られてサイバースペースに入り込むこともある。たとえば、銀行、クレジット会社、レンタカー会社などのサービスを利用するとき、私たちは、一枚のカードでこれらの会社を作った広大なサイバースペースにアクセスしているわけである。さらに、警察が駐車違反をコンピュータで管理しているなど、行政のコンピュータ化がすすむにつれて、私たちの情報は、各種の公共機関が作り上げたサイバースペースにも集積されてゆく。もし今、借りてもないレンタカーの料金が銀行口座から引き落とされているのを

発見した場合、身に覚えのない駐車違反の罰金の通知が届いたりした場合など、これらの、コンピュータの処理したデータと争い、異議を唱え、さらに満足できる解決に至るまでには、人間による直接の権利侵害の事例に比べて、はるかに多大な労力と困難を覚悟しなければならぬ。

こうした状況を招かないためには、消費者・市民に、サイバースペースの中の データの誤り をただす権利、サイバースペースへの 参入権 が十分に認められていなければならない。

一方、サイバースペースへの自由な参入を放任すると、データの改ざん、偽造などを含むプライバシー侵害事件を引き起こす可能性が格段に高まる。

今日、個人つまり自然人とともに、法人などに対しても訴訟上の権利などが認められることには異論がない。とりわけ、法人制度の発展とともに、法人自体が、個人に特有のものを除き、広く権利を享受し義務を負うことは、自明のこととされている。

高度情報化時代の到来に伴い、情報上の権利・義務を新たな視点から、確立する必要性が出てきている。とりわけ、サイバースペースの拡大

とともに、人の概念として、これまで個人、法人に加え、サイバースペースで存在する「電子人格 (electronic persona)」の概念を新たに発展させる必要がある。

電子人格 とは、主に、サイバースペースにおける「情報の自由な流通の確保」という法益と、「情報の安全・プライバシーの保護」という法益をバランスよく護ることをねらいに発展させるべき新しいエンティティ (実在) といえる。

電子人格は、主として、新たに展開された情報通信サービスに対してアクセス (参入) する権利を主張したり、実在する個人が、自らの情報を不本意に暴露されるなどの形でプライバシーが侵害された場合に救済を求めたり、サイバースペース内の、自分の所有に属する知識やアイデアなどを盗用された場合に損害賠償を求めるときなどに、認められる。

サイバースペースにおける情報プライバシー権など「電脳空間における権利」の確立にあたっては、まさに「電子人格」の概念をいかに発展させていくかが重要なカギになっているように思われる。

代表 石村 耕治

PIJの活動を、 もっとと広く大胆に 市民団体との会談開催 (第一回)

去る九月七日東京都内で、PIJと、共通番号制に関心を持つ諸団体との会合がおこなわれた。

当日は、自治労荒川区職員労働組合から、文化情報宣伝部長の白石孝氏、情報公開を求める市民運動から、奥津茂樹氏、廃棄物処分場問題全国ネットワークから、事務局長の大久保貞利氏が出席。PIJからは石村代表ほかの役員が出席し、自治省の「住民基本台帳番号」構想の問題点、今後のPIJの活動の方向などについて話し合われた。

白石氏によれば、自治省の構想に対し自治労内部では本格的検討の動きは起きていない。逆に自治労本部の執行部内では、今から、番号制導入を前提にしたコンピュータの機種選

び 論議が 始まっているという。八〇年代の住民基本台帳のコンピュータ化反対の際に比べて、自治労の取り組みは遅れているという。

石村代表の、「PIJの今後の運動の方向性へのアドバイスを」との発言には、各氏とも、「CNNニュースのようなメディアの活用と、市民向けの活動の強化の双方が大切」との意見であった。さらに、「当事者である自治省の役人との 公開討論会 くらいやらないと、インパクトがない」とも。

「各市民団体、NGOはいずれも、自分たちが関心のあるテーマでなければ、他の団体と ネットワークをつくり、共同で行動するということはやらない」から、「是非、PIJが共通番号とプライバシー問題を広範な市民に、わかりやすく知らせる活動を強化してほしい」。

今後のPIJの活動を、もっと「広く、大胆に」ということである。

R

もっと自治労は共通番号をタタいてもらわないと

カナダの番号制の概要と利用制限の方向

私たちPIJは、自治省が導入を検討している「住民基本台帳番号」が、「国民総背番号制度」に結びつくことを再三指摘し、国民に警戒を呼びかけてきた。しかし、このような国民管理を考えつくのは日本の官僚だけではない。海外でも、スウェーデンをはじめ、多くの国が同種の制度を実施している。今回は、すでに「国民背番号」を導入・実施しているもの、あまりの多目的な利用ぶりに国民の反発が強まり、政府が番号利用制度の「見直し」を始めた国、カナダの実状を紹介する。

はじめに

カナダにおける、社会保険番号(SIN)も、はじめは「く一部の行政の効率化」のために導入された「管理番号」であった。しかし、わずか数年で、行政・民間を問わず広範な分野で多目的に利用されるようになり、「共通番号」となってしまった。

そして、「共通番号」としての多目的利用を許してしまった誤りを正す機運が生まれるまでに、20年以上の時間が必要であった。

ましてや、テレビの「ワイドショー」や「写真週刊誌」で他人のプライバシーを覗くことに、何の疑問も感じない社会、まともな「個人情報保護法制」もつくれない社会、そんな日本に、広範に使われる「共通番号」=「住民基本台帳番号」を導入したら、戦前以上の「自由のない監視社会」ができてしまつてしまつては、目に見えている。

是非とも、カナダの先例を見習い、「共通番号」の導入を、自治省の役人の私的研究の段階で、葬り去らなければならない。

なお、本文中で引用したカナダ連邦予算局長の「政府見解」をうけて発表された、SIN利用規制のための「ガイドライン(抜粋)」を別に収録したので、参考にされたい。

カナダの納税者番号の種類

わが国では、カナダの納税者番号は、社会保険番号(SIN= Social Insurance Number)一種類だけが存在するかのよう紹介されている。しかし、現実には、後述のように複数の種類が存在する。これらの番号の中でも、社会保険番号の利用拡大が問題となっている。このためカナダ政府は、社会保険番号が、「事実上の国民背番号」(de facto National Identification Number)とならないように歯止め策(ガイドライン)を検討している。

カナダでは、いくつかの「背番号」が使われているが、それらに共通している重要な機能は、いわゆる納税者番号としての役割を果たしているという点である。

そこで、はじめにこの「納税者番号」として使われている番号についてみておきたい。

カナダ国税庁(R.C.T.= Revenue Canada, Taxation)は、納税者の種類「TIN」=「納税者番号」(TIN= Taxpayer Identification Number)、「社会保険番号」(SIN= Social Insurance Number)、「暫定課税番号」(TTN= Temporary Taxation Number) 法人

口座番号 (Corporation Account Remittance Number) 雇用主送金口座番号 (Employer Remittance Number) の四種類の「番号」のいずれかの使用を、義務づけている。

SINは、公的年金の加入者に発給された一連番号である。日本でいえば「基礎年金番号」に相当し、個人納税者の場合に使われる。TTNは、個人納税者の番号であるが、社会保険番号(SIN)を課税目的に利用する(される)ことを望まない納税者に対して、カナダ国税庁が「課税目的のみに使用する」ために用意している番号システムである。(このように、課税目的のみに限定して付番・利用される番号こそが、本来の意味での「納税者番号」であるといえる。)

納税者番号の利用目的

一般的な納税者番号

社会保険番号(SIN)は、もともと一般的な納税者番号として、課税目的にも広く利用されている。このSINは、本人(個人)の申告書に記入する「本人の識別番号」として、また、個人が扶養控除などを受ける際に、家族の名前に添えて記入する「家族の識別番号」として使用すること

とを「義務づけ」られている。

さらに、雇用主は、税務署などに提出する「給与支払明細書」や「失業保険報告書」などにも、給与などの支払いを受ける個人の社会保険番号(SIN)を、記載しなければならぬ。

一般に、納税者の側には、税制上、「納税者番号」を使うメリットはない。先に述べたような場面で納税者番号の記入を「義務づけ」、「情報収集」に利用して、「事務の効率」をあげ、「税金を増やし」、実際に利益を得ているのは、国税庁にはかならない。

なお、法人の場合は、法人口座番号を法人自身の申告書等に記入する「義務」はない。

また、法人などの事業者が各種の資料(取引の明細など)を税務署に提出する場合にも、提出する書類(情報申告書)に、その対象となる相手先(個人)の「社会保険番号(SIN)」を記載することを求められている。ただし、この「記載」は、あくまでも 任意 である。カナダ国税庁は、第三者に社会保険番号(SIN)の入手を強制したり、社会保険番号(SIN)を記入しない事業者の非協力を処罰したり、情報の当事者本人に、社会保険番号(SIN)記入の協力を求めたりすることは、

禁止されている。

暫定課税番号

暫定課税番号(TIN)は、個人納税者の場合で、17歳以下の子女、65歳以上の老年人、故人(被相続人)、モノナイト派キリスト教徒、「社会保険番号(SIN)」の使用(適用)免除となる納税申告を行う者などに対して使われている。

当然この暫定課税番号(TIN)も、社会保険番号(SIN)と同様に、「課税情報の収集」のために、各種の申告書への記載が求められ、「納税者番号」として利用されている。

税務行政とSIN

カナダでは、税制面における社会保険番号(SIN)＝納税者番号の利用方法が、法律で厳しく制限されているため、課税庁側からは、「制限緩和」を望む声が強い。その理由として、カナダ国税庁はつぎの諸点を挙げています

- ・ 配偶者の納税申告書の内容との照合が難しい。
- ・ 納税額がない場合に、社会保険番号(SIN)の取得ないしは提示を強制できない。
- ・ 法人には申告書への法人口座番号＝納税者番号の記載が義務づ

けられていない。このため、課税情報のコンピュータ処理などに、手間、ヒマがかかる。

厳しい利用制限のために、各種の所得照合プログラムが十分に作動していない。

このような 理由 は、あくまでも「行政の効率」のみを追求する発想から生まれたものであり、納税者(個人及び法人)のプライバシーの大切さが、なんら考慮されていない。さらにこれらの理由は、納税者にとって、「あなたたちは 脱税 している」といわれているのと同じことであるともいえる。

SINの多目的利用への国民の反発そして、見直し論議

見直し論議

カナダの社会保険番号(SIN)は、次のような経過をたどって、その利用が拡大されてきた。その一方で、多目的利用 に対する国民の反発も高まり、近年、カナダ政府も利用範囲の「見直し」を表明せざるを得ないところまできている。

- ・ 「SINの利用拡大の歴史」
- ・ 一九六四年、SINが「失業保険行政の効率化」を目的に導入された。
- ・ 一九六五年、SINは、税務行政

と年金行政の「効率化」のために、これらの分野に利用が拡大された。「SIN利用制限の動き」

- ・ 一九七〇年代後半、国民世論は、SINが各種行政分野のみならず、民間機関でも広範に利用されていることに、強い反発を示し始めた。
- ・ 一九八〇年二月一〇日、カナダ司法省は、行政から完全に独立した、連邦議会直属のオンブズマンである「連邦プライバシーコミッショナー」に対し、「社会保険番号(SIN)の利用拡大状況及びそれに伴うプライバシー問題」について、調査するよう命じた。
- ・ 一九八一年一月一六日、連邦プライバシーコミッショナーは、「SINの利用に関するプライバシーコミッショナー報告(SIN利用報告^{注)})」を公表した。
- ・ 「SIN利用報告」は、社会保険番号(SIN)の 多目的利用 の実状を次のように報告している。

SINは法律上、利用範囲を税務行政などの八分野に限定されているはずである。しかし実際には、旅行届出書やカモの狩猟免許、州の選挙

(注)「SIN利用報告」
Report of Privacy Commissioner
on the Use of Social Insurance
Number

登録、運転、免許証、医療保険契約などにいたるまで「利用」されている。

さらに民間分野では、小切手の現金化や電化製品のレンタルにいたるまで「利用」されている。

ただし、このときの「SIN利用報告」では、あくまで「利用」状況の分析が中心であり、プライバシーへの影響や問題点の指摘はなされていなかった。

「SIN利用報告」の発表を受けて、「カナダ人権協会」は、「SINの利用はまったく無制約の状況にある。たった一つの目的で利用される約束であったのにもかかわらず、次第に拡大され、あらゆる分野で利用されている」と指摘し、さらに、『こうした状況に歯止めをかけないと、データ監視国家が出現する』と警告した。

一九八八年六月八日、SINの利用拡大への反発に配慮し、プライバシー関係の総合調整機関である「連邦予算局長 (President of the Canadian Treasury Board)」は、カナダ政府の見解を次のように明らかにした。
『SINの利用は特定目的に限定されるべきである。それらは、課税、年金、社会保障給付プ

ログラムの三つである』。また、利用不継続となる分野のリストをも明らかにした。

同じ日、連邦司法大臣も、次のような声明を発表した。

『SINは、身元確認番号としてもっとも一般的に利用されるようになってきています。(略)本来意図された目的をはるかに越えた目的に利用されています。(略)政府は、こうした傾向に歯止めをかけるべく対策を講じていくつもりであります。(略)また政府は、SINの利用及び収集を規制するため立法措置を講じる予定であります。』

予告
 住民基本台帳番号構想を
 検証するシンポジウム(仮称)
 一九九六年一月中旬開催予定
 (詳細は後日ご案内します)

F

カナダ連邦予算局事務局

データ照合及び社会保険番号の規制の
 ための政策実施ガイドライン(一九八九年八月)

- 解説&抜粋 -

「解説」ガイドライン公表の趣旨

高度情報化社会の今日、「情報上のプライバシー権 (right to information privacy)」を保障することはきわめて重要である。

一般に、この「情報上のプライバシー権」とは、「個人情報の自己管理権 (right of an individual to control personal information)」を意味する。つまり、行政機関が集めた自己の情報がどうなっているかなどをチェックする権利をさす。

行政機関は、数多くのデータ照合プログラムを開発、維持している。

たとえば、わが国では、運輸省の自動車登録ファイルと都道府県の自動車税関連ファイルとの照合が、典型である。

しかし、こうしたデータ照合は、情報の外部提供・目的外使用にあたる。各行政機関がフリーハンドでデータ照合を自由に行い得るとすれば、「個人情報の自己管理権」つまり、「情報上のプライバシー権」は、保障

されないことになる。

「情報上のプライバシー権」と、脱税や社会保障の不正受給などの摘発・取締といった「公益上の必要性」とは相対立する利益である。双方を調和させる目的でカナダ政府はガイドラインを出している。

したがって、「ガイドライン」は、課税庁を含めた行政機関が国民、納税者の知らないところでデータ照合を実施することをコントロールすることが目的である。

こうした規制は、オーストラリアやアメリカなどでも行われている。

たとえば、オーストラリアの場合、「一九九〇年データ照合プログラム (給付及び租税) 法」(Datamatching Program (Assistance and Tax) Act 1990) を制定、規制を行っている。

またアメリカの場合は、「一九八八年コンピュータ照合・プライバシー保護法」(Computer Matching and Privacy Protection Act of 1988) を制定、規制を行っている。

わが国の場合、どのようなデータ

照合プログラムがあるのかすら、国民、納税者に知らされていない。自治省「研究会」が検討している「住民基本台帳番号」が導入されれば、このままでは課税庁と各行政機関との間をはじめ、あらゆる行政機関相互で容易に、しかも際限のないデータ照合が行われる可能性がある。すなわち、国民、納税者の自己情報管理権は、まったく保障されない危険性が高いと言わざるを得ない。

・カナダの「ガイドライン」のもう一つの目的は、社会保険番号(SIN)が国民背番号にならないように施策(利用制限)を講じることにもある。

「データ照合及び社会保険番号の規制のための政策実施ガイドライン(一九八九年八月)」(以下「ガイドライン」という。)の骨子は、次のとおりである。

データ照合・SIN規制

ガイドラインの骨子

政策目標

- ・データ照合プログラムの行政上の「必要性」とプライバシー権の調和。
- ・社会保険番号(SIN)の利用制限及び情報収集の際の法令等の根拠の必要性。

政策方針

・行政機関が開発、実施しているデータ照合プログラムの存在を大衆に知らせることは、政府の政策である。
 ・また、SINが国民身分証明書になることを防止することは、政府の政策である。

別表A(略)に記載された法令等に基づく範囲でのみ行政機関はSINを利用、収集できる。

SINを収集する場合には、当該個人に、その目的に加え、権利、利害、さらには処罰の可能性などについて、明確に告知しなければならない。

政策の適用

この政策は、プライバシー法の別表^注に列挙されたすべての行政機関に適用される。

(注)カナダの連邦プライバシー法及び同法別表の邦訳については、総務庁行政管理局監修『世界の個人情報保護法』(ぎょうせい)を参照されたい。

政策要件

データ照合の場合

照合プログラムの実施にあたり、行政機関がそのプログラムの個人のプライバシーへのインパクト及び損益分析の評価(アセスメント)を必ず行わなければならない。
 この評価にあたっては別表B

(略)に列挙された基本的基準を用いる。

行政機関は新規の照合プログラム開始にあたっては、その旨をプライバシーコミッショナーに通知しなければならない。照合プログラムが開始される60日前までに、評価のコピーをプライバシーコミッショナー事務局へ必ず提出しなければならない。

行政機関の長もしくはプライバシー法のもとで特に長により権限を付与された上級職員のみが、照合プログラム(の実施)を承認できる。つまり下級職員などが勝手に照合プログラムを実施してはならない。

行政機関はあらゆる照合プログラムについて個人情報目録(Index of Personal Information)の中で公開し、説明しなければならない。

行政機関は、照合プログラムから作成した情報を、当該情報の行政目的への利用に先立ち、その源泉、根拠等に関する確認手続を経なければならない。

社会保険番号(SIN)

行政機関は、SINの利用及び収集については、制定法、規則により認められたプログラム及び別

表Bに列挙された認定プログラム、ないしは議会が特別に認めたプログラムの執行が目的である場合に限り、認められる。

別表Aに列挙された根拠により認められる場合を除き、いかなる権利、利益もしくは特典も与えられてはならない。また、個人が行政機関に対しSINの呈示を拒否したことを理由にいかなる罰則も科されてはならない。

SINの収集にあたり、行政機関は、当該番号(SIN)が収集される目的、それが要求される根拠、さらにはいかなる権利、利益もしくは特典が留保されているか、ないしは番号不呈示の場合にいかなる罰則が科されるのかについて、当該個人に告知しなければならない。

この要件は、捜査当局などの場合で、告知が捜査を危うくすると思われるときには、適用されない。

SINを個人の情報バンク目的に利用する場合、行政機関はその旨を告知しなければならない。また、行政機関は、SINが収集された根拠を明確にし、かつ個人情報目録の中にSINが利用される目的を記載しなければならない。

責務

連邦プライバシーコミッショナーは、プライバシー法に従い行政機関が行う個人情報収集、利用、開示及び保有並びに処分について、検査する権限を有している。

データ照合に関する事前通知を受領する際に、プライバシーコミッショナーは、当該データ照合プログラムに関わる機関の長に対し勧告を行うことができる。

監理

この政策実施状況の評価については、事前通知要件や、公への説明要件を監理することにより行われる。

プライバシーコミッショナーは、必要に応じていつでもプライバシー法37条によって、行政機関が同法4条から8条に従っているかどうかを判定するための調査を開始する権限を有している。

参照(略)

質問(略)

データ照合(制限)

ガイドラインの骨子

このガイドラインは、行政機関がデータ照合プログラム実施にあたり、遵守すべき事項を定めた「政府指導要綱」である。

データ照合

このガイドラインは、個人情報を行政目的で、データ照合に利用する場合に限定して適用される。

1. データ照合に関する損益分析
行政機関に、自らが実施する照合プログラムについて損益分析を行うように求めるのは、政府の政策である。(略)
2. プライバシー
コミッショナーへの通知

データ照合プログラムの開始にあたり、行政機関は60日前までに、プライバシーコミッショナーへその旨を通知しなければならない。

プライバシーコミッショナーは、当該プログラムがプライバシー法の趣旨に合うように、必要な勧告をすることが出来る。

3. 承認

データ照合に関する最終的承諾は、当該行政機関の長もしくはプライバシー法のもとで特に長により権限を付与された上級職員から得られなければならない。

4. 照合プログラムの公示

照合プログラムの存在を知らせるために、公示を行わなければならない。

5. 照合プログラム情報の

開示にかかる特例

照合プログラムで収集された個人情報の開示については、プライバシー法7条及び8条に規定された条件のもとでのみ許される。

6. 行政目的への利用手続き

行政機関は、照合プログラムから作成した情報を、当該情報の行政目的で利用するのに先立ち、その源泉、根拠等が正当かどうかを確認する手続きを経なければならない。また、個人は自らに対し行われる行政処分に先立ち、照合プログラムから作成された情報に異議を申し立てる機会が保障されなければならない。

7. 運営要件

安全性

照合プログラムに対しては、連邦政府安全保障政策が適用される。個人情報及びコンピュータシステムは、情報の秘密性や正確性に対する故意及び過失にかかる危険性から保護されなければならない。照合プログラム実施機関が行うべき安全のためのセーフガードは、情報を提供した機関が実施しているのと同じ程度のものでなければならない。

保存及び処分

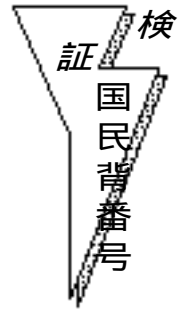
照合実施機関は、プライバシー法

のもとで照合プログラムにより利用及び作成された個人情報の保存及び処分に関する基準を設定しなければならない。この要件は照合プログラムに使用されるキー(Key、つまり見出しとして利用されるキャラクター)にも適用される。

この基準は、連邦公文書保存局が確立した情報保存・処分スケジュールないしは協定に照らして、制定される。

むすび

カナダ政府は、SINの利用を制限することを政策としている。このための作業は一九八〇年二月から本格的に開始されている。八九年八月に出された「データ照合・SIN規制ガイドライン」は、こうした一連の作業の一環をなすものである。



[Data-0007]

「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」の、その後の活動状況

自治省行政局長の「私的研究会」が本年三月に発表した「住民基本台帳番号制」構想は、その後、研究が進められている。Data-0007は、その後のこの研究会の動きに関する情報をいくつか報告する。

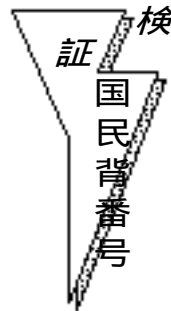
〔研究会の日程〕
「研究会」の本年三月以降の研究日程は次のようになっている。
第一回（五月二二日）
・ プライバシー保護に関する検討（プライバシーに関する過去の議論の整理）
第二回（七月二十日）
・ 利用分野に関する検討
・ 外国の番号制度の紹介
「八月下旬ごろ」
・ 住民基本台帳電算化システムに関する現地視察

第三回（九月下旬）
・ プライバシー保護に関する検討（参考人との意見交換）
第四回（十月下旬）
・ プライバシー保護に関する検討（論点をしぼって検討）
・ 利用分野に関する検討
・ システムに関する検討
第五回（十一月下旬）
・ 最終報告案骨子をまとめるに当たつての論点の整理
第六回（十二月中旬）
・ 最終報告案骨子に関する検討
第七回（一月中？）
・ 最終報告案に関する検討

〔研究会委員の追加〕

後記の「Data-0008」プライバシー問題に関する新聞等の論調で紹介するように、去る三月一日に発表された「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」は、これを報じた各新聞紙上で、大きな「反発」と「批判」を巻き起こした。そこで、同研究会・自治省は、有利な「世論」形成の旗振り役となることをを期待して、第二回（七月二十日）の研究会において、急ぎよマスコミ関係者を中心に「研究委員」を、大量に追加任命した。

追加された委員（敬称略）
秋山 穰（桜美林大学国際学部教授）
朝倉敏夫（読売新聞社論説委員）
安藤俊裕（日本経済新聞社編集委員）
大島敏男（日本放送協会解説委員）
川島正英（朝日新聞社社友、地域活性化研究所代表）
鈴木健二（毎日新聞社論説委員）
長野和夫（産業経済新聞社論説委員）



[Data-0008]

「住民基本台帳番号制」導入構想

に対する新聞各紙の論調
朝日新聞三月三日付朝刊

『四項目の情報は、基本的な情報』

自治省行政局長の「私的研究会」による「住民基本台帳番号制」導入構想に対して、新聞各紙は、おおむね批判的な意見を掲載した。「研究会」はこれらの報道をまとめて、同研究会の席上、「資料4」として配布した。Data-0008は、研究会で配布された同資料から新聞各紙の厳しい「論調」を、報告する。

とはいえ、たやすく他人には知られたくないもの。番号を見ただけで出生地がわかることには抵抗感があるのではないかと。

『金融機関などがこの番号を使つて、個人情報を集積することになれば、誰がどこからいくら借金をしているか、わかつてしまつともある』

『中間報告では、プライバシーの保護は、「今後の検討課題」に挙げているだけであり、プライバシーの保護についての具体的な措置を提示すべき（以上、社説）』

『金融、医療、教育その他、様々な分野での個人情報番号によって集められ、他人に取り出される恐れも出てくる』（天声人語）

『データバンク化された個人情報はどう保護するのか。日本の現状では個人情報保護制度の透明性が徹底されず、運用を国民の側から監視する仕組みが十分でない』（近藤昭三札幌大学教授のコメント）

『行政だけでなく、金や家を借りたり、旅行の予約など、今後、あらゆる活動に番号の提示が求められる可能性もあり、そのつど、借金や家賃の支払い状況など、個人のプライバシーが番号のもとに集積される。ところが、日本には、民間の保有する個人情報の流出や目的外利用を防

ぐ法律はない』(堀部政男一橋大学教授のコメント)

毎日新聞三月二日付朝刊社説

『自治体での住民基本台帳データ流出事件が後を絶たない現状では、プライバシー保護対策が大きな問題となる』

毎日新聞三月三日付朝刊社説

『埼玉県志木市の市役所から住民基本台帳のコピーが名簿業者に持ち出されていたが、役所というのはこの程度の管理能力。プライバシーも何もあつたものではない』

『情報化時代にあつて、国民は自己に関する情報の流れをコントロールする権利があるはず。しかし、この側面はほとんど等閑視されている』

東京新聞三月二日付朝刊

『プライバシーは最も重要な人権問題。いろいろな情報が国に一元化されると、ある時期に兵役のために使われる、ということにもなりかねない』(稲葉三千男東久留米市長のコメント)

東京新聞三月三日付朝刊社説

『最近も一部の自治体や金融機関の個人情報が出て、プライバシー保護が社会問題になった。電算機に入れた国民の番号が漏れれば、

個人の知られたくない秘密が外部に伝わる恐れがある』

『個人情報の流出や目的外使用を禁止する法律が制定されるまで、番号制度の導入を急ぐべきではない』

〔各紙の論調に対する〕

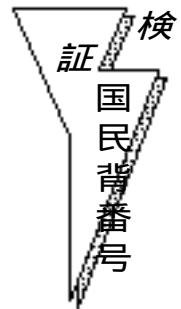
PIJのコメント

たしかに各紙とも、『住民基本台帳番号』を基礎としたデータ監視社会が実現されることへの危惧や、役人の独善的政策提言に対する厳しい姿勢、『国民のプライバシーを護るべき』との論調を表明している。

このまま新聞各紙の厳しい姿勢が維持され、『住民基本台帳番号』反対の世論が形成されてしまうと、自治省は大変困るであろう。

しかし、現在のマスコミの体質を考えると、私たちPIJをはじめ、多数の市民が厳しく見張っていないと、いつ政府・行政に味方する論調に変化してしまうか予断を許さない、ということをお忘れてはならない。今後ますます、『住民基本台帳番号』反対の世論を強めていかなければならないと考える。

「基礎年金番号」付番作業大詰め



[Data-0009]

現在、民間のサラリーマンは厚生年金、公務員は共済年金、自営業者

国民を管理する「番号制」を検討しているのは、自治省の役人だけではない。「Data-0009」は、社会保険庁の「基礎年金番号」制構想の動きを報告する。

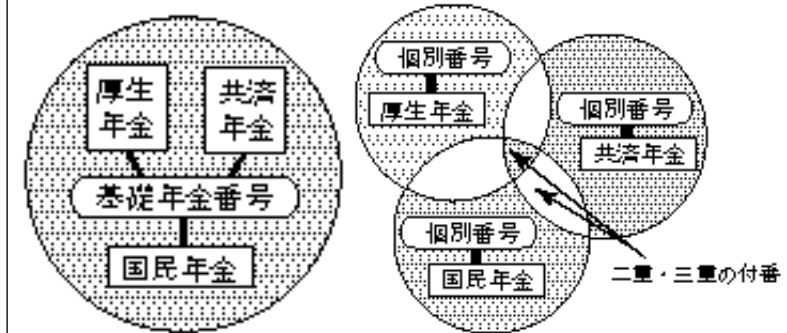
は国民年金に加入する仕組みになっている。この仕組みのもと、加入者には各々の年金制度のもとで管理番号がつけられている。

サラリーマンを辞め自営者になるなど、人によっては、複数の年金「管理番号」を持つている場合もある。事実、管理番号の数は人口総数を上まわっている状況にある。

「年金額を合算するときなどには、複数の管理番号では手間がかかる」。また、「年金未加入者の発見にも、現在の制度のもとでは、かなり手間取る」。そこで、年金事務の効率化をうたい文句に、社会保険庁が一九九四年度からすすめているのが、年金番号の統一化、「基礎年金番号」の

基礎年金番号制のイメージ

基礎年金番号導入後



創設だ。一九九七年一月の制度完成を目指し、現在大詰め作業を行っている。

日本経済新聞一九九五年九月三日付朝刊によると、谷口正作・社会保険庁次長は、『基礎年金番号の導入は、年金加入者に対するサービス向上もさることながら、最大のねらいは国民年金未加入者対策にある』と語っている。

周知のように、政府税制調査会は、

表向きは「納税者番号」の装いで、実質的な「国民総背番号制」の導入をねらっている。さらに、この納税者番号の候補の一つとして、基礎年金番号（の転用）を挙げている。

一方、政府は、現在、共通番号制度に関する関係省庁連絡会議を組織し、共通番号の装いで「国民総背番号制」の導入の検討を行っている。基礎年金番号創設の元締めである社会保険庁次長も、この共通番号制度連絡検討会議のメンバーとして参加している。自治省が多目的利用を前提に創設を急いでいる住民基本台帳番号（出生番号）とともに、基礎年金番号も共通番号の候補となっている。

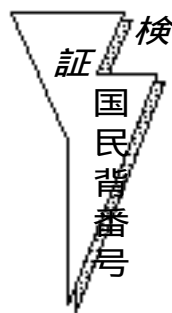
基礎年金番号は年金制度の管理にはメリットがあるかも知れない。しかし、年金管理以外の多様な目的に利用し、広範な個人情報の管理に転用しようという方向は大きな問題である。カナダなど、社会保障目的で発給されている番号の利用目的を「制限」しようとしている諸国とは、まったく逆の方向をわが国は歩もうとしている。

国民は、役人・行政が必要以上に国民のプライバシーをコンピュータで収集・管理することを望んでいない。役人・行政による「データ監視

国家システム」の構築に対し、強力なNGO活動の展開が必要といえる。

警察庁、運転免許証のICカード化の検討開始

日本経済新聞の一九九五年九月十日



[Data-0010]

五日朝刊によると、警察庁は、現行の運転免許証に代え、集積回路（I

自治省「研究会」の提案する「住民基本台帳番号制」中間報告は、全住民に「番号カード（ICカード）」を交付し、携帯させることも「提言」している。この番号カードを先取りする方たちで、警察庁も免許証のICカード化を検討している。

[Data-0010]は、警察庁の「運転免許証のICカード化」構想の動きを報告する。「ICカード」については、CNNニュースNo.3も参照されたい。

C) 内蔵カード（ICカード）タイプの免許証の導入の検討に入ったという。ICカード化は、「免許証業

務の効率化」と「偽造防止」が主なねらいという。

警察庁が導入を検討しているのは、非接触式のICカード。この方式のカードは、読み取り用の端末装置に近づけるだけで、カード自体が電波を閉知して情報の確認・照合、交換の作業を済ませてしまう。また、二五〇文字程度の漢字書き込みが可能という。

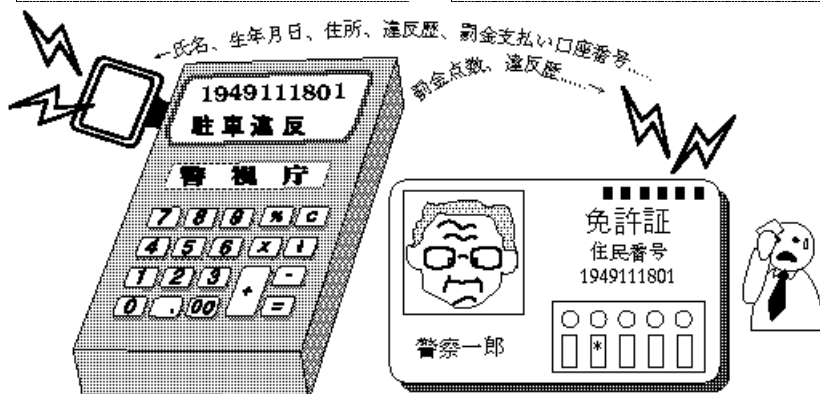
警察庁ではICカード化した免許証には、事故歴 や、違反歴 など書き込まない方針という。しかし、血液型 や緊急連絡先 はインプットする方針。また、将来は、高速道路の料金支払いにも利用できるように、関連団体との協議も行うという。

一方、オウム真理教の捜査の過程で、同教団による組織的な免許証の偽造が発覚。こうした面での対策としてもICカード化は有効という。政府は、現在、「共

ICカード免許証のイメージ

警察官は、本署のコンピュータとのネットワークを通じて、被疑者の身元照会、犯罪歴照会、などが瞬時に可能となる。

駐車違反をして冷や汗をかいている間に、あなたの免許証から、様々な個人データが警察官の操作する「ICカード読み取り機」に、電波に乗って吸い上げられていく.....



通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」を組織し、いわゆる「国民総背番号制」導入の検討を行っている。運転免許証発行の元締めである警察庁の交通局長も、この共通番号制度連絡検討会議のメンバーとして参加している。

共通番号制度が現実のものになるとすれば、この番号がICカード免

許証の管理番号として利用される。また、このICカード免許証が高速道路料金の支払い、レンタカーやレンタルビデオの借り出し、預金口座開設の際の身元確認などに、多目的に利用されるとすれば、各人に付番された共通番号と基本情報が、免許証を通じて民間にたれ流しになる。

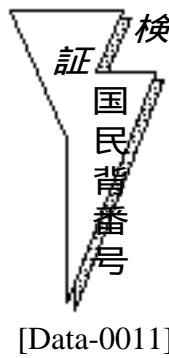
まさに、読み取り用の端末装置を持たない免許証所持者本人だけが、自分のプライバシーがどこにたれ流しにされているのか分からない、という状況が現実となる。完全に自己情報のコントロール権を失うことになる。ICカード式運転免許証の多目的利用は、絶対に禁止されなければならぬのは当然として、ICカード化自体が必要なかどうかでも疑問である。第一、ICカード化すれば絶対に「偽造できない」というものでもあるまい。

いずれにしろ、運転免許証は自動車の運転に必要な情報が書き込まれていれば十分である。わが国を必要以上に警察国家にしないためにも、多目的利用の可能なICカード式運転免許証は導入すべきではない。警察庁は、プライバシーの保護など、制度・運用上の問題点を検討するために、「学識経験者」からなる調査研究委員会を設置し意見を聞く

いう。しかし、こうした委員会の設置よりもむしろ、ICカード化を採用しないことによりプライバシーを護れる、という単純な結論が忘れられているのではないだろうか。

国会答弁にみる、官僚のプライバシー感覚と番号制に関する意識

行政事務処理統一コード



の導入とプライバシー

『61・4・12衆院決算委 行政管理局長』
『現在コードを付している資料に

これまで国会では、国民のプライバシーや「共通番号制」について、所管の大臣や役人、学識経験者がどのような答弁をしてきたか、その「人権意識」はどの程度のもので、一度検証しておきたい。そこで、「Data-0011」は、自治省の「研究会」で配布された資料を参考に、彼らの答弁内容を報告する。なお、PIJのコメントを、各答弁末尾

ついて、番号の統一を図る。新しく資料を集めるわけではない。『新しく集めなくとも「共通番号」さえあれば、データ照合プログラムを活用して、国民の監視に必要なデータ分析はいくらでもできる』

統一個人コードに対する反対について(73・4・7 衆院予算委)

行政管理長官 福田起夫

『統一個人コードは問題も多々ある。国民のコンセンサスが熟すればということだが、そう急ぐ問題じゃない。』

「たしかに役人は20年以上待っていた。しかし、国民のコンセンサスが熟したのか？」

・納税者番号と

プライバシーについて

『87・9・11 参院大蔵委』

立教大学教授・和田八束

『税務行政上の観点の付番なら、国民のプライバシーの侵害とはいえない。所得の正確な把握の観点から(導入を)検討すべき。』

「税務限定の番号ならたしかにプライバシー侵害の程度は低いかも知れないが、そんな効率の悪いものを役人は考えていない」

『88・11・8 衆院税制特別委』

TKC全国会会長・飯塚毅

『国民の税に関しては、国に対するプライバシーはない。市民は自分の全財産を執政官に届け出なければならぬ。』

「権力に媚ひた 学識経験者の発言は、ここまで落ちるとの見本。プライバシーなど最初から考えていない」

『89・3・1 衆院予算委』

明治大学教授・吉田忠雄

『欧米では、納税者番号制とプライバシーの侵害とは全く無関係と立証されている。』

「アメリカでもカナダでも、納税者番号に使われている番号の広範な利用が、たいへんなプライバシー侵害の元凶として社会問題になり、その利用を制限しようという動きが高まっているが、この教授は何を根拠に、立証しているのか？」

・納税者番号制導入について

『89・10・17 衆院予算委』

大蔵大臣 橋本龍太郎

『納税者番号制導入には、プライバシー問題、等についての国民の理解と合意が必要』

『91・9・2 衆院特別委』

大蔵大臣 橋本龍太郎

『国民の中に、納税者番号制度が、国民背番号という形で国家が情報を独占することを恐れる空気が非常に

ある。

「まさに、橋龍氏のいうとおり、国民は、住民基本台帳を利用した共通番号制度により、わが国が、役人が情報を独占したデータ監視社会となることを強く危惧している。もし、次の総選挙で総理になったとしても、この答弁を忘れてはなりません」

(92・3・27 参院地方行政委

自治省税務局長)

「納税者番号制導入は、他の行政目的には使用されないというプライバシー保護のための担保措置、国民のコンセンサスが必要。」

「納税者番号は税務に限定して利用されても、そのもととなる共通番号(住民基本台帳番号)が広範に利用されてしまえば、結果は同じ。プライバシーの侵害は防ぎようがない。論旨をすりかえ、批判をかわす役人の答弁の見本のよつな発言」

・住民基本台帳と

プライバシーをめぐって

(85・5・30 衆院地方行政委

自治省行政局長)

「住民基本台帳の情報は法的に保護すべきプライバシーに該当し

ない。」

「不当な目的に利用されることの制約以外には、一般的なプライバシー保護措置は必要ない。」

「現行の住民基本台帳制度は、取引の安全、身分(戸籍)関係の公証力、明治以来公開されている等々のあいまいな目的と理由により、公開が原則となっている。しかし、個人の尊厳を重視しそのためにはプライバシー保護が不可欠との国際的潮流を無視して、いつまでも、住民基本台帳を公開し続けることは、重大なプライバシー侵害である。自治省「研究会」が検討している住民基本台帳番号(共通番号)制度により、その情報をコンピュータでだれでも自由に取り出せるとなれば、まさに市民生活という、車の中にサリンをまいてくれた」ような暴挙に等しい。プライバシー侵害の大きさは、はかりしれない」

・プライバシー権について

(88・10・11 衆院内閣委

総務庁長官)

「プライバシー権は自己情報コントロール権を含むものである。」「本当に政府がこのとおりであることを考え、理解しているのであれば、個人のコントロールの及ばないと

ところで、広範に個人情報収集・利用される住民基本台帳番号(共通番号)制度は、絶対、提案できないはずだが?」

「民間におけるプライバシー問題(民間部門の個人情報保有の規制)については、経済企画庁国民生活局で検討している。個人の信用情報は、大蔵省・通産省が指導している」

「個人のプライバシー保護を、物価を監視する仕事と同列に考えてもらっては困るのである。政府全体、全省庁が責任を持って、国民にプライバシー保護の体系的な法制度を提案するべきである。現行の個人情報保護法のようなザル法で、プライバシー保護の体制が整っていると勘違いされては、国民はあきれてものもいえない。現に、大蔵省・通産省が指導しているはずの個人情報保護は、大手を振って売買され、誤った情報を本人によって訂正する手段もなく、全国に流通している事態を、どう規制するつもりであるのか」

入会のご案内 あなたもCNNのネットワークに入会いただいた方には、このCNNニュース(季刊)をお送りします。
会費 正会員.....年間10,000円 賛助(購読)会員.....年間 3,000円
入会資料は右記まで / 03-3985-4590

郵便振替口座 00140 4 169829
ピー・アイ・ジェー(PIJ)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美
Published by
Privacy International Japan(P I J)
IB Bldg. 10F,3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171,Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

NetWorkのつばやき

- ・自治省「研究会」の検討作業は、着々と進んでいる。
- ・宗教法人規制強化の次は、「オウム事件のような犯罪を未然に防止するために、不審人物がすぐ発見できる制度が必要」との口実で、国民全体の管理強化につながる「共通番号制」導入論議が、本格化するであろう。
- ・ICカードを持たされてからでは遅い。
- ・次の総選挙は「背番号 is NO!!」で

(T